

議案第八号

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年二月十六日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十九年杉並区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「占める者」の下に「（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。
第三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「四十時間（」の下に「育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従つた時間、」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項」を「再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間は、第一項」に、「杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、当該短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。

第四条第一項ただし書中「ただし」の下に「、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし」を加え、「（次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。）」を削る。

第五条第一項ただし書中「教育委員会は」の下に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日」を「日曜日及び土曜日」に、「、月曜日」を「月曜日」に、「、週休日」を「週休日」に改め、同条第二項中「八日（」を「八日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、」に、「）の週休日」を「の週休日）」に改め、同項

ただし書中「必要」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）」を、「週休日」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）」を加える。

第七条第一項中「四十五分」を「少なくとも四十五分」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第十条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合に限り、同条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第十六条第一項中「二十日（）」の下に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

第二十一条中「第十五条まで」を「第七条まで及び第九条から第十五条まで」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定、第三条の改正規定、第四条第一項ただし書の改正規定、第五条の改正規定、第九条にただし書を加える改正規定、第十条にただし書を加える改正規定及び第十六条第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

（提案理由）

休息時間を廃止する等の必要がある。

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の定義)</p> <p>第二条 この条例において、学校教育職員 (以下「職員」という。)とは、杉並区立 小学校、中学校及び特別支援学校の教頭、 教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び 講師(常時勤務の者及び地方公務員法第二 十八条の五第一項に規定する短時間勤務の 職を占める者(以下「再任用短時間勤務職 員」という。)に限る。)のうち、市町村 立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律 百三十五号)第一条第一号に規定する職 員以外の者をいう。 (一週間の正規の勤務時間)</p> <p>第三条 略</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第二条 この条例において、学校教育職員 (以下「職員」という。)とは、杉並区立 小学校、中学校及び特別支援学校の教頭、 教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び 講師(常時勤務の者及び地方公務員法第二 十八条の五第一項に規定する短時間勤務の 職を占める者 に限る。)のうち、市町村 立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律 百三十五号)第一条第一号に規定する職 員以外の者をいう。 (一週間の正規の勤務時間)</p> <p>第三条 略</p>

2 | 地方公務員の育児休業等に関する法律
(平成三年法律第百十号) 第十条第三項の
規定により同条第一項に規定する育児短時
間勤務(以下「育児短時間勤務」とい
う。)の承認を受けた職員(同法第十七条
の規定による短時間勤務をすることとなつ
た職員を含む。以下「育児短時間勤務職員
等」という。)の正規の勤務時間は、前項
の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一
週間について当該承認を受けた育児短時間
勤務の内容(同法第十七条の規定による短
時間勤務をすることとなつた職員にあつて
は、当該短時間勤務の内容。以下「育児短
時間勤務等の内容」という。)に従い、杉
並区教育委員会(以下「教育委員会」とい
う。)が定める。

3 | 再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間
は、第一項

2 | 地方公務員法第二十八条の五第一項に規
定する短時間勤務の職を占める職員(以下
「再任用短時間勤務職員」という。)の勤

の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間に³ついて十六時間から三十二時間までの範囲内で、教育委員会が定める。

4| 教育委員会は、職務の性質により前三項の規定により難いときは、休憩時間を除き、杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める期間につき一週間当たり四十時間（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従つた時間、再任用短時間勤務職員にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

第四条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一

務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間に³ついて十六時間から三十二時間までの範囲内で、杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。

3| 教育委員会は、職務の性質により前二項の規定により難いときは、休憩時間を除き、杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める期間につき一週間当たり四十時間（

再任用短時間勤務職員に

あつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

第四条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一

日につき八時間の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日

において、

一日につき八時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 略

（週休日）

第五条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に

日につき八時間の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし

、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日（次条第一項ただし書の規定によ

り定められた週休日を除く。）において、

一日につき八時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 略

（週休日）

第五条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は

応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日 から金曜日までの五日間において週休日 を設けることができる。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によつて勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員にあつては八日以上）の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難しい場合において、人事委員会の承

、再任用短時間勤務職員については、これらの日 に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けることができる。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によつて勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、四週間ごとの期間につき八日（再任用短時間勤務職員にあつては八日以上）の週休日を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要により、これにより難しい場合において、人事委員会の承

認を得て、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設けるときは、この限りでない。

（休憩時間）

第七条 教育委員会は、勤務時間が六時間を超える場合は少なくとも四十五分、八時間を超える場合は一時間、継続して一昼夜にわたる場合は一時間三十分以上の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 及び 3 略

第八条 削除

認を得て、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日

を設けるときは、この限りでない。

（休憩時間）

第七条 教育委員会は、勤務時間が六時間を超える場合は四十五分、八時間を超える場合は一時間、継続して一昼夜にわたる場合は一時間三十分以上の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 及び 3 略

（休憩時間）

第八条 教育委員会は、職務に支障のない限り、正規の勤務時間のうちに、その勤務時間四時間について十五分の休憩時間を置か

(宿日直勤務)

第九条 教育委員会は、人事委員会の許可を受けて、第三条、第四条及び第六条に規定する正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

(超過勤務)

なければならぬ。

2 | 休息時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合においても繰り越さない。

(宿日直勤務)

第九条 教育委員会は、人事委員会の許可を受けて、第三条、第四条及び第六条に規定する正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

(超過勤務)

第十条 教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合に限り、同条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(年次有給休暇)

第十六条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、二十日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範

第十条 教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(年次有給休暇)

第十六条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、二十日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範

団内で教育委員会規則で定める日数)とする。

2) 5 略

(管理監督職員等に対する特例)

第二十一条 教育委員会は、次に掲げる職員の勤務時間、休憩時間等については、第三条から第七条まで及び第九条から第十五条までの規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

一及び二 略

団内で教育委員会規則で定める日数)とする。

2) 5 略

(管理監督職員等に対する特例)

第二十一条 教育委員会は、次に掲げる職員の勤務時間、休憩時間等については、第三条から第十五条までの規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

一及び二 略